

# 居宅療養管理指導重要事項説明書

本院は、京都府知事の指定を受けた居宅療養管理指導事業所です。 事業所番号 2610406999

事業者名称	医療法人 和宏会	事業所名称	らくわ往診クリニック四条
代表者氏名	理事長 樋口 敏宏	管理者氏名	院長 吉井 一博
本社住所	京都市中京区西ノ京車坂町8番地	事業所住所	京都市下京区西洞院仏光寺上る綾西洞院町760西洞院ビル3F
		事業実施範囲	京都市（当院より5Km以内）
		職員体制	常勤医師 1名以上（居宅療養指導を行う）

- 事業所目的方針について、介護保険の申請をされ、要支援・要介護の認定を受けられた方に対して、ケアマネージャー等他事業所への医学的観点からの指導・助言を行うとともに、医師が居宅を訪問して必要な指導、管理を計画的に行います。
- 提供するサービスとして、居宅療養指導（訪問診療）は原則として2回/月実施いたします。  
ただし、医師の業務の都合により、医療機関が標榜している時間帯の訪問ができない場合があります。  
標榜時間 月～金曜日 9:00-17:00  
① ただし、国民の祝日及び12月30日～1月3日、臨時休診日は訪問できない場合があります。  
② 臨時往診はこの限りではありません。  
③ 医師の業務都合により、訪問曜日、時間に変更される場合があります。
- 提供するサービス利用料について「医師による居宅療養管理指導」として、下記、介護サービス料金と自費交通費を請求します。  
交通費はご自宅の訪問診療、往診時に1回毎につき自費にて150円徴収します。※施設入居者は不要です。

区分	サービス提供者	利用料 (1回)	利用者負担額 (1割負担の場合)
医師による居宅療養管理指導	医師が行う場合 単一建物居住者が1名	2,990円	299円
	単一建物居住者が2人以上9人以下	2,870円	287円
	上記以外の場合	2,600円	260円

※医科診療報酬点数表の在宅時医学総合管理料又は特定施設入居時等医学総合管理料を算定する利用者に関する居宅療養管理指導（月2回まで）

- 事業所は利用者等の人権の擁護・虐待防止のため、虐待防止に関する責任者を選任しています。（院長吉井一博）
- サービス提供中のご質問やご要望、苦情等ございましたら、当院までご連絡ください。また、苦情内容によっては市町村の口または国保連合会をご紹介する等対応させていただきます。
  - らくわ往診クリニック四条 電話 075-342-3746
  - 京都市 保険福祉局 健康長寿のまち 京都推進室 介護ケア推進課 電話 075-213-5871
  - 京都府国民健康保険団体連合会 電話 075-354-9050
- 医療従事者には利用者の守秘義務があり、個人情報は外部に漏らしません。ただし、居宅療養管理指導は利用者が介護保険サービスを安心して受けていただくため、サービス担当者会議等において、ケアマネージャーや他のサービス事業者の担当者に必要な情報を提供します。

医療法人 和宏会 らくわ往診クリニック四条

さま

075-342-3746

同意欄

私は、事業所から居宅療養管理指導についての重要事項の説明を受け、サービスを受けることと並びにその利用料を支払うことに同意します。また、サービス担当者会議等において私並びに家族の個人情報を用いることに同意します。

年 月 日

利用者住所

利用者氏名

(自書できない場合は代筆者が利用者住所、氏名、代筆者氏名および利用者との続柄を記載)

身元引受人

続柄